

特別支援教育

1 国における特別支援教育の推進について

平成28年12月21日の中央教育審議会答申では、全ての学校や学級に、発達障がいを含めた障がいのある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、子供たち一人一人の障がいの状況や発達の段階に応じて、その力を伸ばしていくことが課題とされ、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、学習指導要領に障がい種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要とされた。

本年3月に改訂された新学習指導要領では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項のほか、「生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫」や「通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項」、「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用」について示された。

また、学習指導要領解説総則編では、実際の指導に当たり、生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた各教科等における特別な配慮の例や、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含め ICT 等の適切な活用を図ることについても示された。

2 本道の後期中等教育における特別支援教育の現状について

(1) 平成30年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

平成30年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、平成29年度に比べ、第1学年は0.2%減、第2・3・4学年は増減がなかった。

【該当学校数・人数及び割合】（調査対象校：道立高等学校及び中等教育学校）

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	H30	H29	H28	H30	H29	H28
第1学年	88校 (39.1%)	99校 (43.0%)	82校 (35.2%)	278人 (1.0%)	338人 (1.2%)	244人 (0.8%)
第2・3・4学年	117校 (50.4%)	125校 (53.6%)	116校 (49.6%)	490人 (0.9%)	535人 (0.9%)	420人 (0.7%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている。

*2：全日制の第1学年は193校、第2・3学年は200校、定時制は32校を分母としている。

*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 平成29年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」の結果（道教委）

質問事項	回答	*割合
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある	75.4%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	15.7%
支援が必要な生徒に見られる困難な状況が見られるもの	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい	44.0%
	自分が分からない状況や困っていることを相手に伝えることが難しい	43.8%
	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったりすることが多い	38.2%

* 各学校の校内委員会が、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

今年度は14校（月形高校、札幌国際情報高校、千歳北陽高校、恵庭南高校（定時制）、小樽桜陽高校、上磯高校、遠別農業高校、上富良野高校、北見北斗高校、訓子府高校、上士幌高校、更別農業高校、阿寒高校、釧路湖陵高校（定時制））を配置校として指定した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等（SV・PT）の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー（SV）、又は「特別支援教育パートナーティーチャー（PT）派遣事業」による特別支援学校の教員を派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等への助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会の実施などを行っている。

イ 派遣状況

平成29年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校139校に派遣を行い、派遣回数はこのべ298回であった。今年度、対象となる学校は117校で、平成29年度と同様に対象となる学校へ派遣を行う予定である。

3 本道の後期中等教育における特別支援教育の充実について

道教委では本年3月、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られて10年が経過したことを踏まえ、この間における本道の現状と課題を明らかにした上で、特別支援教育の推進に関する基本的な考え方や、特別支援教育の充実に関する方向性や方策を示した新たな「特別支援教育に関する基本方針」を策定した。

本方針において、教育上特別な支援を必要とする生徒一人一人に応じた指導や支援を組織的・継続的に行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進することとしている。また、全ての教職員が、特別支援教育に関する理解や知識を深めるとともに、

具体的な実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、「校内研修プログラム」、「実践事例集」、「支援体制づくり取組事例集」等の研修資料の活用促進により校内研修の充実を図ることとしている。

これら研修資料（図1）は、各校の実態に応じて研修内容や実施回数を選択できるほか、短い時間で研修に取り組める構成としており、道教委の「発達障がい支援成果普及事業」において推進校に指定された学校における校内研修の実践、学級づくりや授業づくりの実践、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成・活用に係わる様々な取組を掲載している。

特別支援教育に関する研修会の実施

高等学校
関係機関との連携によるICTを活用した遠隔研修の取組

実践の概要
本校では、管内の道立高等学校2校、特別支援学校及び北海道立特別支援教育センターと連携し、遠隔授業システムを活用した特別支援教育に関する合同研修会を実施しました。本研修では、本校及び管内の道立高等学校2校を会場とし、遠隔授業システムを用いて、北海道立特別支援教育センターの所員による講義を各会場に配信し、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援の在り方等について理解を深めました。また、講義後、各会場において、管内の特別支援学校の教員をファシリテーターとしたワークショップや実践交流を行い、各校における今後の支援方法などについて協議を行いました。本研修には、当該高等学校の教員だけでなく、近隣の小・中学校の教員も参加したことにより、児童生徒の発達段階に応じた支援の必要性について意見を交換するとともに、小・中学校と高等学校が連携した取組の重要性について共通理解を図ることができました。

活用した資料
校内研修プログラム P75
—発達障がいのある子どもへの指導や支援に関するICTの活用—

実践の成果
本取組では、研修会に参加した教員から、「発達障がいのある生徒がどのような場面でも困難を感じているのか、理解を深めることができた」、「児童生徒理解を深め、学校全体で共通理解を図るとともに、連携して支援する必要がある」、「他校の実践や先生方の意見を聞くことにより、自校の取組を見直すことができた」、「遠隔授業システムを活用して、他校との協議や意見交流を今後も実施したい」などの感想が寄せられるなど、ICTを活用した、効果的な研修を行うことができました。

支援体制づくり取組事例集（追補版）
【推進校編】

～校内研修プログラム、実践事例集を活用した3つの取組～

道教委による調査では、道内の公立の幼稚園、小・中学校、高等学校等のうち別を認める学校等において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍している実態が見られ、こうした子どもたちに適切な指導や支援を行うことができるよう、障がいの特性等について、教員間の理解を深めることが求められています。

このための取組として、全ての教職員が、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする子どもへの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得できるように、平成29年度から27年度にかけて「発達障がい支援モデル事業」を実施し、この中で、27年3月に、モデル校の取組や成果を掲載した「校内研修プログラム」を、また、28年3月には、モデル校・協力校における「校内研修プログラム」活用の実践事例を掲載した「通常の学級における特別支援教育の取組事例集」を作成し、「通常の学級における特別支援教育の取組事例集」を作成し、道内の全ての学校等に配付したところである。

本年度は、昨年度と同様に、校内研修プログラム等を活用して校内研修を行う学校を「推進校」として指定した上で、全ての管内で「発達障がい支援成果普及事業」を実施し、その成果を取組事例集（追補版）としてまとめた。

障がいを持った児童生徒の理解を深め、感謝を申し上げますとともに、道内の全ての学校において本取組事例集が活用され、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援の一層の充実が図られるよう願っています。

北海道教育委員会
平成30年3月

図1 各種研修資料（支援体制づくり取組事例集（追補版）平成29年度）

また、通級による指導を受ける生徒への指導や支援については、特別の教育課程の編成・実施に向け、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら指導や支援の充実に向けた体制整備を進めるとともに、特別支援教育に関する専門性の向上を図るための研修の充実や人事交流等により、専門的な知識・技能を有する教職員の確保等に努めることとしている。

4 高等学校における「通級による指導」について

平成30年度から高等学校等において、「通級による指導」を実施することができるようになった。「通級による指導」は、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、一部の授業において自立活動に相当する指導を設定し、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的としている。高等学校等における通級による指導の基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 対象となる生徒

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他障がいのある生徒のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導が必要であると校長が認定した者とする。

※ 「その他障がいのある生徒」に係わり、知的障がいのある生徒は、生活に結び付いた実際の・具体的な内容を継続して指導することが効果的であることから、一定の時間のみ取り出して行う通級による指導の対象にはなっていないことに留意する必要がある。

(2) 指導内容

「通級による指導」では、障がいに応じた特別の指導を高等学校等の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものである。

障がいに応じた特別の指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」であり、特別支援学校の特別な指導領域である自立活動に相当する指導とされている。

自立活動の指導に当たっては、図2に示した特別支援学校学習指導要領の内容全てを取り扱うのではなく、一人一人の生徒の障がいの状態や発達の状態等に応じて指導を行うことが大切である。

(3) 指導形態

北海道においては、高等学校等が広域に分散している本道の地域特性を踏まえ、対象生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」を原則とするが、対象生徒や地域・学校の状況等を踏まえ、「他校通級」※1や「巡回指導」※2も検討する。

※1 他校通級（他の学校に週に何単位時間か定期的に通級するなどして、指導を受ける）

※2 巡回指導（通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、指導を行う）

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事 (5) 健康状態の維持・改善に関する事</p> <p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関する事 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事</p> <p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事 (4) 集団への参加の基礎に関する事</p> <p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関する事 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事</p> <p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事 (4) 身体の移動能力に関する事 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事</p> <p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事 (2) 言語の受容と表出に関する事 (3) 言語の形成と活用に関する事 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事</p>
--

図2 自立活動の内容

(4) 実施までのプロセス

1 学年前期 (4月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会が中心となり、本人及び保護者の同意を得て、対象となる可能性がある生徒の状況を把握するとともに、自立活動の必要性について検討。 ・本人及び保護者の希望を踏まえ、校内委員会において、自立活動の内容を検討。
1 学年後期 (10月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動を試行。 ・試行の状況を踏まえ、校内委員会において自立活動の必要性、指導内容について検討。 ・校内委員会での検討や特別支援学校の教員等からの意見を踏まえ、校長が対象生徒を決定し、特別の教育課程を編成。
2～3(4)学年	<ul style="list-style-type: none"> ・自立活動を実施。

(5) 授業時数

週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮することができる。

(6) 単位認定

障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で卒業(全課程の終了)に必要な単位数に加えることができる。

(7) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

個別の教育支援計画は、学校生活だけではなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、家庭、医療機関や福祉施設などの関係機関との連携など様々な側面からの取組を示したものである。

また、個別の指導計画は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示すとともに、教職員の共通理解のもと、きめ細かな指導を行うことを目的に作成するものである。

通級による指導を受ける生徒や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒に対しては、これらの計画を作成し、活用することにより、切れ目のない一貫した支援につなげることが重要となる。

新学習指導要領では、「通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」と示された。

図3のような個別の教育支援計画の書式は特別支援教育センター及び各教育局のウェブページに掲載されている。また、個別の指導計画については、所定の様式等が定められていないため、各学校において活用しやすい書式を作成するか、校内研修プログラムの例を活用することとなる。

図3は「個別の教育支援計画」の様式を示しています。表のタイトルは「(様式3) 個別の教育支援計画」です。表の上部には氏名、性別、学校名、作成者、作成日(平成 年 月 日)、課正の欄があります。表の主体は「本人・保護者の希望」の欄で、縦軸に「本人」と「保護者」、横軸に「現在の希望」と「将来の希望」が設定されています。下部には「課程の設定の理由」の欄があります。

図3 個別の教育支援計画の様式(例)

5 高等学校における「通級による指導」の実践例について

平成 30 年度においては、「通級による指導」を道立高校 4 校で実施している。ここでは、対象生徒の決定や自立活動の内容の決定までのプロセスについて、実施校の実践例を示す。

(1) A 高校での「通級による指導」における実践までのプロセスについて

A 高校では、文部科学省初等中等教育課が「高等学校における通級による指導の導入について」で示した「実施に当たっての手続きの流れ」(図 4)に基づき、次のように対象生徒を決定している。

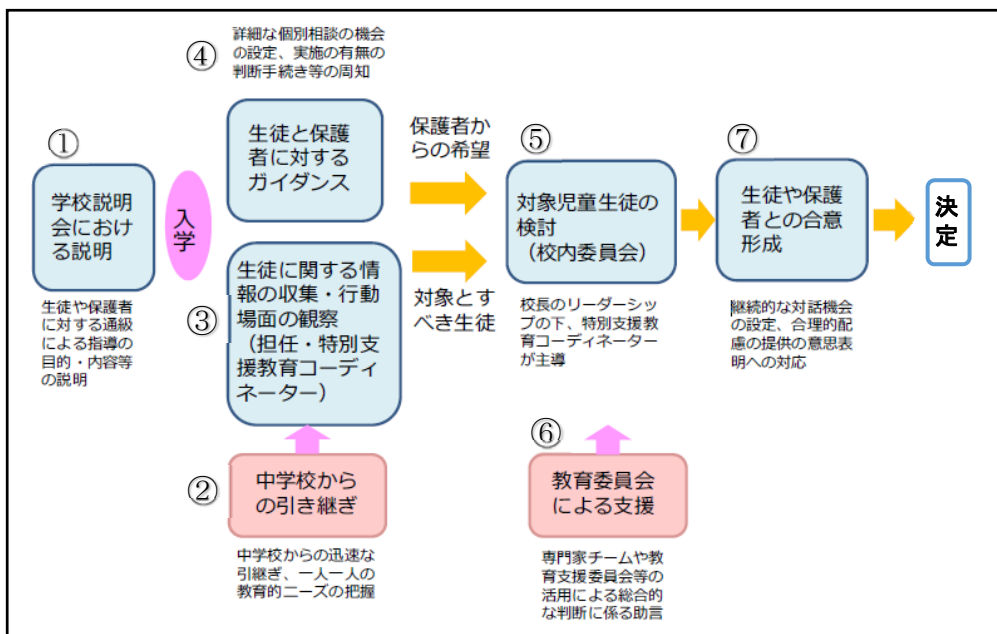


図 4 実施に当たっての手続きの流れ

ア 学校説明会等における説明 (図 4 の①)

入学を希望する生徒やその保護者に対する学校説明会等において、本校で実施している通級による指導の目的や内容等について、次の資料等を用いて説明している。

< 9 月 高等学校体験入学 >
「高等学校における通級による指導について」
< 3 月 合格通知に同封及び事前登校日 >
入学の手引き「校内支援委員会」(図 5)
< 3 月末 事前登校日 >
入学の手引き「校内支援委員会」(図 5)
< 4 月 入学式 >
「新入生・保護者向けリーフレット」
< 通年 >
電話やホームページ等での問い合わせ対応

校内支援委員会

高等学校では小・中学校とは違い、学習面、生活・行動面などさまざまな部分で自主自立が求められます。本校では 3 年間有意義に学校生活を送れるように、きめ細かく学習指導、生活指導等に取り組んでおります。しかし、何らかのつまずきや、不応を起す場面も見られます。

本校では校内支援委員会という組織を設け、担任と連携しながら相談・対応に当たります。

日常的なサポート

本校ではロングホームルーム、総合的な学習の時間、学校行事など様々な場面で、自己理解、良好な人間関係の築き方、集団生活を送る上でのルールやマナーの確認、進路実現に向けたプログラムがあります。

困ったことがあった場合、相談対応できる部屋を用意し、落ち着いた雰囲気の中で面談できるような心掛けています。気軽に先生方に声をかけてください。一緒に解決策を考えたいと思います。

合理的配慮によるサポート

学校において、障がいのある人が何らかの障がい特性によって、学びにくさ、学校生活上の困難さがある場合、本人・保護者は合理的配慮の申請をすることができます。申請を受けて、学校は適切な配慮の内容や方法を検討し、過度な負担とならない範囲で、適当な変更・調整を行います。何か相談がありましたら、まずは担任にご連絡願います。

通級によるサポート

北海道教育委員会は、道立高校において通級による指導をスタートさせることを決

1 年次

[通級による指導の決定までのプロセス]

+ 中学校からの個別の教育支援計画による引継ぎ
+ 生徒および保護者との対話

図 5 「校内支援委員会」
(入学の手引きより)

イ 生徒に関する情報の収集・行動場面の観察

(ア) 入学前 (図4の②)

個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載した内容を中心に、学校や家庭での様子等の引継ぎを行う。その際、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の取扱いに十分留意する。また、各計画が作成されていない生徒についても、これまでの様子についての引継ぎを行うことが重要となる。

<中学校との引継ぎ>

- ・入学予定者全員の出身中学校と引継ぎを行う。生徒一人一人について、高校側が知りたい情報の確認をする。
(知りたい情報は、項目立てしたものを事前に伝えておくことで、より具体的な情報を得ることができる。)
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画等を引き継ぐ。
(引継ぎの可否の確認を中学校と保護者に確認しておくことが必要。)

<生徒の状況調査>

- ・合格通知書発送時に、校内支援委員会から「生徒の状況調査」用紙を配布し、事前登校日に回収する。あわせて、個別の面談希望の受付も行う。(図6)
(希望があれば、事前登校日に本人及び保護者との面談を行う。)

生徒の状況調査 生徒氏名 _____

	とてもあてはまる	少しあてはまる	あてはまらない
1 初対面の人と話すのが苦手である。			
2 過去、友人関係でトラブルがあり、集団活動に入ることが苦手である。			
3 言動が誤解されやすく、友達とトラブルになることがよくある。			
4 落ちつきがなく、授業中よく注意を受けていた。			
5 怒りっぽい。カッとなりやすい。			
6 感覚過敏などところがある。(音に敏感、触られると嫌がる、においに敏感など)			
7 急な予定変更があると不機嫌になり、なかなか気持ちを切り替えられない。			
8 整理整頓が苦手で、忘れ物、紛失物が多い。			
9 教科によって成績にばらつきがある。(得意な科目がある一方で極端に不得意な科目があるなど)			
10 黒板の内容をノートに書き写すのが苦手である。			
11 読みにくい文字を書く。			
12 本を読むことが苦手である。			
13 九九が苦手である。			
14 保健室によく行っていた。			
15 体調を崩しやすい。			
16 困ったこと、悩んでいることを誰かに相談できず、抱え込んでしまう。			
17 ちょっとしたトラブルに対しても耐えられず、落ち込みやすい。			

お子様のことで何か心配なこと、相談しておきたいことがありましたらご自由にご記入ください。
※幼少期からの経過で何か気になったこと、各療育場面で受診歴がある場合は具体的に記入願います。
転学準備や搬送をご記入された方につきましては、内容によっては学校で協議し、学校として対応できることを改めてお伝えしたいと思いますのでご了承ください。

図6 「生徒の状況調査」

(イ) 入学後 (図4の③)

生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、指導及び支援の必要性や具体的な内容を検討するため、各生徒の行動場面に目を向けて実態を把握することが必要である。その際、学習上又は生活上の困難の要因が、通級による指導の対象となる障がいによるものなのか、あるいは、それ以外の要因によるものなのか、判断が難しい場合も想定される。そのような場合には、困難の要因として考えられる障がいを想定した上で、まずは、通常の学級における学習活動において、考えられる困難さに対する配慮を個別に試みながら、学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等の複数の教員が連携し、詳細に生徒の実態を把握していくことが必要である。

<担任面談>

- ・4～5月にかけて面談を行い、生徒の目標や気になることなどについて情報を得る。

<授業中や休み時間、放課後の様子の収集>

- ・授業者や校内巡視を行った教職員が、生徒の様子で気になったことなどを、記録用紙に記入し担任へ渡す。担任は記録用紙から様々な情報を集約することができる。(図7)

<北海道教育委員会の調査の活用>

- ・「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」(1年生6月、2・3年生2月報告)を活用する。

連絡メモ 月 日 () 校時

気になる生徒 年 組 氏名 _____

対応者 _____

<生徒の状況>

イライラ 集中できない 情緒不安定

無気力・無関心 指示説明を理解できていない

特異な行動 友人関係のトラブル 授業退室

注意・指導に従わない(身だしなみ、居残り、授業態度)

その他 [_____]

<今後の対応>

生徒の状況を把握しておく程度でよいかと思えます。

担任で指導・面談が必要な状況かと思えます。

図7 「記録メモ」

ウ 生徒と保護者に対するガイダンス（図4の④）

通級による指導について関心を示した生徒と保護者には詳細な個別相談の時間を設けることなどが必要である。個別相談においては、面談担当者は個人情報に関する守秘義務があることを生徒や保護者に伝えることや、生徒や保護者の意向等に十分に耳を傾けることも必要である。

なお、生徒や保護者から通級による指導を実施してほしいとの意向があったとしても、当該生徒に通級による指導の対象となる障がいがあるかどうかなど、判断が難しい場合も想定される。このような場合の対応も含め、通級による指導の実施の有無の判断手続き等について、あらかじめガイダンスを行うことが必要と考えられる。

<本人、保護者面談>

- ・通級による指導の希望があった場合には、特別支援教育コーディネーターや校内支援委員、担任等が、あらためてガイダンスを行うとともに、本人、保護者の意向等を伺う。（その後、校内支援委員会等で検討を行う。）

エ 校内支援委員会等における検討（図4の⑤）

上記イの(ア)や(イ)において通級による指導の対象者となる生徒がいる場合、校内支援委員会等における検討を経て、職員会議において校長が最終的な対象者を決定する。

<校内支援委員会における検討>

- ・対象生徒について、次の情報をもとに特別な支援の必要性の有無を確認する。

中学校からの引継ぎ、定期考査・諸検査等の活用、日々の生徒の実態把握、個別の指導計画に基づく目標設定や指導内容の妥当性の検討。

<情報共有の日常化>

- ・週に1回程度のサポート会議（ミニ校内支援委員会：特別支援教育コーディネーター、各学年に配置されているコーディネーター、養護教諭で編成）において、支援等が必要な生徒の情報を共有する。
- ・必要に応じて、コーディネーターと担任、学年で個別の指導について協議する。
また、月1回の職員会議や朝の打合せ時において、周知が必要な情報を報告し、教職員全体での情報の共有と生徒理解に努める。

オ 教育委員会による支援（図4の⑥）

対象者の決定に当たり、各学校における判断が難しい場合には、専門家の意見を聴取することが有効である。例えば、教育局に設置されている専門家チーム等の活用により、総合的な判断のための検討を行うことなども考えられる。

<校内支援委員会で検討したが、判断が難しい場合の対応>

- ・専門家チームや特別支援学校教員、パートナーティーチャー等、外部人材を活用し、観察と助言を求める。
- ・その際、学校で蓄積した該当生徒の情報を提示する。

カ 生徒や保護者との合意形成（図4の⑦）

校内支援委員会等における検討結果や、通級による指導の開始の最終的な判断

については、生徒や保護者と継続的に話し合う機会を十分に持ち、可能な限りその意向を尊重しつつ、合意形成を図る必要がある。また、生徒や保護者から合理的配慮の提供を求める意思の表明がなされた場合には併せて対応し、合意された内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載して、着実に実施していくことが重要である。

合意形成に至らなかった場合においては、学校と生徒や保護者で継続的に対話を続けていくことが必要である。その際、生徒本人が自己の持つ能力や可能性を十分に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を高めていく視点を持って行うことが重要である。

<本人、保護者面談>

- ・ 検討結果（通級による指導の妥当性）等や生徒の日々の様子を伝えながら、本人、保護者についても検討結果の理解と了承を働きかける。
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画等に基づいて、通級による指導の内容等の提示と確認を行う。
- ・ 通級による指導の試行での内容等を提示するなど、見通しを持った中で合意形成を図るよう留意する。
- ・ 合意形成に至った場合、保護者から同意書を提出してもらう。

キ 試行期間の実施ポイント

通級による指導を試行する際には、対象生徒に対して「何のために行うのか」や「指導を受けることによりどうなるのか」などを明確に示すことで理解を促し、自己理解自己認知を深めて取り組むことができるよう留意して実施することが重要である。

<具体的な指導の配慮事項等>

- ・ 口頭説明だけではなく、視覚的な情報等を組合せた分かりやすい説明
- ・ プリントを用いた分かりやすい教材の活用
- ・ 写真や映像を用いたイメージしやすい教材の活用
- ・ 基礎的な知識や生徒の語彙を確認・理解させる教材の活用
- ・ 静寂な時間をつくるための教師の工夫
- ・ 授業始業時に目標など本時の流れを提示し、見通しを持たせる指導
- ・ 黒板 1 枚に収める板書の工夫
- ・ 授業の流れのパターン化
- ・ スモールステップで、できたことを褒める指導
- ・ 分かりやすい言葉による説明
- ・ 「できた」「分かった」等、達成感を感じることのできる配慮
- ・ やるべきことと守るべきルールを明確にした指導
- ・ 観点別学習状況評価による授業改善
- ・ 個別学習、ペア学習、グループ学習

(2) B校における自立活動の内容の決定と実践例

通級による指導（自立活動）の具体的な指導内容を、次の手順で決定する。

- ① 個別の教育支援計画の作成
- ② 個別の指導計画の作成
- ③ 自立活動の指導項目の選定及び具体的な指導内容の決定

ここでは、手順の詳細について示す。

ア 個別の教育支援計画の作成

個別の教育支援計画は、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画である。障がいのある一人一人の子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、保護者の参画や意見等を聞くことが求められる。本人の様子や本人・保護者の願いを踏まえ、「課題・支援の目標（長期）」を設定するとともに、「課題・支援の目標（長期）」を基に、「支援機関・内容」を設定する。

課題・支援の目標			
	課題	支援の目標(長期)	評価
①	・学習面で学校の授業内容に、ついていけない教科がある。	・自分の認知特性を理解し、特性に合った学習法を身に付ける。	
②	・話し合いやグループワークなどで自分の意見や考えを表現することができない。	・自分の意見や考えをまとめ、適切に表現する力を身に付ける。	
③	・金銭管理を適切にすることができない。	・小遣いの管理を自分一人で行うことができる。	

支援機関・内容				
支援の目標(短期)	支援機関	支援内容	支援の手立て	評価:成果(○)と課題(●)
①得手・不得手を理解し、特性に応じた学習方法を身に付けることができる。	北海道△△高等学校 担任:△▲教諭 Co:○●教諭	通級による指導を行う。	・「聞く」「見る」などの複数の感覚を活用した学習法を指導する。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> 個別の教育支援計画との関連が大切。 □ ■ ▲ ● で色分けされた項目同士が関連している。 </div>
	北海道■●高等支援学校	障がいの特性に応じた指導・支援の方法に対する助言を行う。	・パートナーティーチャー派遣事業を通して、適切な指導方法についての指導助言を行う。	
②授業中、指名された際に自分の意見を伝えることができる。	北海道△△高等学校 全教科担任	自分の意見をまとめやすくなるよう支援する。	・項目立てされたワークシートを用意する。 ・事前に指名することを予告しておく。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> 学校に関する項目について、「個別の指導計画」を作成する。 </div>
③月の小遣いを赤字を出さずにやりくりすることができる。	家庭 父、母	一緒に小遣い帳を管理する。	・毎日お風呂の前に小遣い帳を付けるように促す。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> 支援機関を明確にし、役割を分担する。 </div>
	○○発達支援センター	小遣いの適切な使い方について指導する。	・小遣い帳の付け方を指導する。 ・小遣いの使い途の優先順位を指導する。	

イ 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導を行うためのきめ細かい計画であり、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。個別の教育支援計画の「支援機関・内容」を基に個別の指導計画の「長期目標」及び「短期目標」を作成する。

目標・手立て・評価					
長期目標	生活・行動面	・自己に関わるスケジュールや情報を管理し、適切に活用することができる。			
短期目標	学習面	・自分の得手、不得手を理解し、困難克服に向けた努力をすることができる。 ・一斉授業の中で理解できることを増やす。			
	対人・社会面	・各教科担任に質問したり、困っていることを相談したりすることができる。 ・グループワークなどで自分の考えを相手に伝えることができる。			
	目標	場面(担当)	手立て	評価	
短期目標	生活・行動面	宿題や小テストの情報を手帳に記入し、自分で管理することができる。	HR(担任)、スキルトレーニング(通級担当)	・手帳の継続的な使用を指導する。 ・定期的に点検し、手帳の使い方について助言する。	・自主的に手帳を使用する場面が見られ、提出物の期限を守ることができ、小テストに向けて計画的に学習を進めることができるようになってきた。
	学習面	学習内容を再確認し、定着させることができる。	授業中(教科担任) スキルトレーニング(通級担当)	・繰り返し学んだり、確認したりできるように小テスト等を実施する。 ・勉強の仕方を指導する。 ・授業のユニバーサルデザイン化を意識する。 ・質問に来たときには賞賛し、今後も継続できるよう伝える。 ・要点を言葉でまとめさせる。 ・認知特性に適した学習方法を一緒に考える。	・繰り返し学習することで学習内容の定着につながる教科があった。定着に時間がかかる教科もあるが、継続して努力できるようになってきている。 ・場面にもよるが、教師に質問し、分からないところを解決することができていた。できる場を増やしていくことが今後の課題である。
	対人・社会面	授業中、指名された際に自分の意見を伝えることができる。	授業中(担任/教科担任) スキルトレーニング(通級担当)	・原因を把握する。 ・キーワードを提示したり、考える時間を与える。 ・個別に言葉掛けをし、一緒に文章をつくるようにする。 ・成功体験を増やし、自信を付けさせる。 ・SST等で適切な伝え方を学ばせる。	・話し合いの場面で自分の意見を伝えることは依然苦手である。しかし、話し合う前に考える時間を少し与えることで、スムーズに発言できる場面があった。反面、発問してから答える時間が長すぎると答えられなくなる場面もあった。

ウ 自立活動の指導項目の選定と具体的な指導内容の決定

個別の指導計画の「長期目標」をもとに「自立活動の指導項目」を選定する。

- ・自己に関わるスケジュールや情報を管理し、適切に活用することができる。
- ・自分の得手、不得手を理解し、困難克服に向けた努力をすることができる。
- ・グループワークなどで自分の考えを相手に伝えることができる。

↓

指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事	・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	・自己の理解と行動の調整に関する事	・感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事		・状況に応じたコミュニケーションに関する事

選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

<p>具体的な指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳を利用し、予定を自己管理することができるようにする。 ・家庭学習について記録させてグラフ化し、自分の頑張りを分かり易く提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習における得手、不得手を理解させ、自己に合った学習方法を身に付けさせる。 ・授業の復習に取組み、できることを増やすことで、自信や自己肯定感の向上に取り組む。 ・授業で学んだことを言語化して振り返らせ、定着を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にコミュニケーションを図るための素地を養う(心構えなど) ・自分の意見、考えの伝え方を学ばせる。 ・困ったことや分からないことを質問する必要性と方法を学ばせる。 ・上記の指導において卒業後の生活を見据え、進路活動及び卒業後の生活に結び付けて指導する。
--	--	--

個別の指導計画の長期目標から、**通級による指導で指導する内容を**抜粋する。

生徒個々の実態に合わせて**必要な項目をいくつか選ぶ。**
※1つの項目だけを選んだり、全ての項目についての指導を実施しなければならぬことに留意す

選定した項目の要素を**いくつか組み合わせながら**、実際の指導内容を決定する。

エ 自立活動の実践例

自立活動の指導に当たっては、どの指導内容についても、一度の指導で終えるものではなく、繰り返し指導することで、個別の指導計画の目標の達成を目指す必要がある。

平成30年度 スキルトレーニング学習指導案(略案)

単元名	課題学習		授業場所	□□教室
指導日時	○月△日 6校時		生徒	2A ○○ ○○
本時の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を手帳に書き込み、見通しを持つことができる。 ・自分に合った学習方法で、英単語学習と地名覚えに取り組むことができる。 			
自立活動の関連項目	1 健康の保持 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること 2 心理的な安定 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること 4 環境の把握 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること			
学習項目		主な学習内容	指導上の留意点	
1. 挨拶	13:15	・あいさつをする。		
2. 学習内容の確認		本時の学習内容を知る。 ①手帳の確認 ②英単語学習 ③地名覚え		
3. 本時の展開 ①手帳の確認	13:20	①手帳の確認 ・提出物などの締め切りを確認し、進捗状況を教師と一緒に確認する。 ・スキルトレーニングの予定を手帳に書き込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自主的に取り組めるよう、見守る。 ・手帳をうまく活用できたポイントがあれば褒める。 	
②英単語学習	13:30	②英単語学習 ・前時に学習したPart4の確認テストを行う。 ・アプリを使用してPart5の学習を行う。(10分間) ・Part5の確認テストを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・制限時間を示し、先にアプリでの学習と書いて覚える学習の時間配分を考えさせる。 ・計画した予定に沿って10分間学習させる。 	
③地名覚え	13:50	③地名覚え ・自分で作った歌を聞きながら学習する。 ・聞く、見る、動く、歌うなど複数の感覚を使って学習する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が近くにいると恥ずかしがって声を出さないの、教員は生徒から離れる。 	
4. 次時予告	14:00	・次時の学習を考えさせる。(選ばせる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜその学習項目を選んだのか、理由を述べさせる。 	
5. 終了	14:05	・あいさつをする。		

平成30年度 スキルトレーニング学習指導案(略案)

単元名	課題学習		授業場所	□□教室
指導日時	○月□日 6校時		生徒	2A ○○ ○○
本時の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を手帳に書き込み、見通しを持つことができる。 ・相手に伝わりやすい話し方を考えることができる。 			
自立活動の関連項目	1 健康の保持 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること 3 人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること 4 環境の把握 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること 6 コミュニケーション (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること			
学習項目		主な学習内容	指導上の留意点	
1. 挨拶	13:15	・あいさつをする。		
2. 学習内容の確認		本時の学習内容を知る。 ①手帳の確認 ②ブロックの伝達		
3. 本時の展開 ①手帳の確認	13:20	①手帳の確認 ・提出物などの締め切りを確認し、進捗状況を教師と一緒に確認する。 ・スキルトレーニングの予定を手帳に書き込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自主的に取り組めるよう、見守る。 ・手帳をうまく活用できたポイントがあれば褒める。 	
②ブロックの伝達	13:30	②ブロックの伝達 ・学習の目的を理解する。(適切な伝え方) ・はじめに教師が話し手となり、手本を見せる。 ・話し方のポイントを参考に、生徒が話し手となる。 ・今日の学習で気が付いたこと、学んだことを振り返りシートに記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の手本の後に、「わかりやすい伝え方」を考えさせる。その後、伝え方のポイントを提示する。 	
4. 次時予告	14:00	・次時の学習を考えさせる。(選ばせる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜその学習項目を選んだのか、理由を述べさせる。 	
5. 終了	14:05	・あいさつをする。		